

第三次基本構想（素案）前回審議会からの修正内容

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>はじめに</p> <p>私たちは、昭和57年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。</p> <p>このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。</p> <p>また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。</p>	<p>はじめに</p> <p>私たちは、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その目標の達成に向けて、積極的な取組を進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は、大きく変化しました。特に、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応は、大きな課題となっております。今後のまちづくりも、時代の変化に対応した新しい形へ転換する必要があります。</p> <p>そこで、第二次基本構想を継承・発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p>	<p>【基本構想全体】</p> <p>●漢字表記やひらがな表記などが混在しており、文言の統一をすべき。</p> <p>【1段目】</p> <p>●「私たち」の主体を、具体的に記載すべき。</p> <p>【2段目】</p> <p>●社会・経済情勢の変化については、もう少し詳細に記載すべき。「(仮称)東大和市総合計画策定方針」の文言を参考しても良い。</p> <p>●第二次基本構想を参考に、社会・経済情勢の変化が「何を及ぼしたのか」や「良くなったのか悪くなったのか」などを記載した方が良い。</p> <p>【3段目】</p> <p>●「理想のまちづくりを進めていきます」の前に、その具体例として、「豊かな自然に囲まれ、人々とのふれあいのある」などを追記すべき。</p>	<p>【基本構想全体】</p> <p>●市の公文書作成のルールに基づいた表記とする。 (例)・めざす → 目指す ・すすめる → 進める ・あたる → 当たる</p> <p>●「私たち」の定義を脚注で表記する。</p> <p>●全体的に文言を見直す。</p> <p>(事務局) ○基本構想と基本計画を市の最上位計画として位置付ける。</p>	<p>はじめに</p> <p>私たちは、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その目標の達成に向けて、積極的な取組を進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化と人口減少の進展、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化など、大きく変化してきました。このような時代の変化を受けて、地域における課題は多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。</p> <p>中でも、大きな課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加や発展を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。</p> <p>そこで、第二次基本構想を継承・発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この基本構想及び基本計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p> <p>(脚注) 私たち…東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、<u>市民と行政</u>が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に<u>あ</u>たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次 この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し 市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。 この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p>	<p>●事業者が果たす役割が2の中で記載されているので、冒頭にも、「事業者」を追記すべき。</p>	<p>●「はじめに」の脚注で「私たち」を「市民、事業者及び市の全体」と定義したため、ここでも「私たち」と表記する。</p> <p>（事務局） ○上記の「私たち」の定義順に従った表記順とする。</p>	<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、<u>私たちが</u>一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に<u>当</u>たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次 この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し 市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。 この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって<u>遵守</u>しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを<u>すすめる</u>にあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の<u>擁護</u>とその向上を目指していきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。</p> <p>3 市民文化の発展 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。</p>	<p>●平和に関する市の取組を考慮すると、「平和」の文言の追記について、検討すべき。</p>	<p>(事務局) ○よりわかりやすい文言とするため、「遵守」は「守る」に改める。</p> <p>(事務局) ○より包括的な文言とするため、「擁護」は「安定」に改める。</p> <p>●ここでの追記はせず、基本施策で表現する。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくに<u>当たって守ら</u>なければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを<u>進める</u>にあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の<u>安定</u>とその向上を目指していきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。</p> <p>3 市民文化の発展 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、賑わいと活力に満ちた産業を背景に、市民同士が様々な教育・文化活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。 このことから、私たちがめざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>豊かな人間性と文化をはぐくむまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 暮らしと産業が調和した活力あるまち 環境にやさしく安全で快適なまち 相互の理解と協力で支えられるまち</p> <p>3 基礎的指標 (1) 目標年次 目標年次は、平成33年度（西暦2021年）とします。 (2) 人口 目標年次までの期間における最大人口は、おおむね9万人と想定します。</p>	<p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と市が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、賑わいと活力に満ちた産業や地域を背景に、市民同士が様々な活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。</p> <p>このことから、私たちが目指す将来の都市像を『○○○○○○○○○○』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>子どもたちの笑顔が輝くまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 安心・安全で利便性が高いまち いきいきと心豊かに暮らせるまち 環境にやさしいまち 暮らしと産業が調和した活力あるまち</p> <p>(削除・第2章へ)</p>		<p>(事務局) ○「はじめに」の脚注で「私たち」を「市民、事業者及び市の全体」と定義したことに伴う文言整理</p> <p>(事務局) ○文言整理</p> <p>(事務局) ○「いきいき」は全体的に使用している文言であるため、基本目標からは削除する。</p>	<p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、賑わいと活力に満ちた産業や地域を背景に、市民同士が様々な活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりも重要です。</p> <p>このことから、私たちが目指す将来の都市像を『○○○○○○○○○○』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>子どもたちの笑顔が輝くまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 安心・安全で利便性が高いまち 心豊かに暮らせるまち 環境にやさしいまち 暮らしと産業が調和した活力あるまち</p> <p>(削除・第2章へ)</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>第4章 まちづくりの基本施策</p> <p>この「まちづくりの基本施策」は、人と自然が調和した生活文化都市 東大和を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり</p> <p>市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます。また、自主的で多彩な文化・余暇活動を振興するための環境をつくり、豊かな人間性と文化をはぐくむまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要なに応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習社会を構築していきます。</p> <p>○ 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。</p> <p>○ 家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、そのための条件整備に努めていきます。</p> <p>○ 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリ</p>	<p>第5章 まちづくりの基本施策</p> <p>「まちづくりの基本施策」は、○○○○○○○○○○○○○○○○を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 子どもたちの笑顔が輝くまちづくり 子どもたちの健やかな育ちを守り、安心して子育てができるまちを目指します。また、子どもたち一人ひとりが輝く、活力に満ちたまちを目指します。</p> <p>(1) 地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 家庭、学校、地域が一体となって、子どもの健全育成を推進し、子どもたちが地域で元気に成長できるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、子どもたち一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。</p>	<p>【第5章・基本施策全体】</p> <p>●全体的に、第二次基本構想と比較すると表現が抽象的であり、もう少し具体的に記載すべき。</p> <p>●「子どもが育つ」視点だけでなく、母子支援の内容も追記すべき。</p>	<p>【第5章・基本施策全体】</p> <p>●全体的に、より具体的になるよう、市民ワークショップ等の結果を参考にして、文言を改める。</p> <p>(事務局) ○基本施策が「まちづくりの目標」を実現するためのものであることを表記する。</p> <p>(事務局) ○事業者は、東大和市における活動の主体である「私たち」に含まれるので削除する。</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○中学生アンケートで、学習環境の改善を望む意見が多かったことを受け、「良好な学習環境のもと」を追記</p> <p>○表現の具体化</p>	<p>第5章 まちづくりの基本施策</p> <p>「まちづくりの基本施策」は、「<u>まちづくりの目標</u>」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 子どもたちの笑顔が輝くまちづくり 次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、取組を推進し、子どもたちの笑顔が輝くまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) <u>誰もが</u>地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、<u>子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めて</u>いきます。</p> <p>(2) 地域社会が一体となって、<u>子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めて</u>いきます。</p> <p>(3) <u>良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めて</u>いきます。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>エーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。</p> <p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり 市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な福祉施策を展開していきます。また、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制を整備していきます。また、生涯の各時期に必要な応じた保健・医療サービスを充実していきます。</p> <p>○ 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるような介護・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ 少子化が進行する中、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるような育児・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ 市民と行政の連携により地域福祉を推進するとともに、市民の誰もが安心して社会参加できるユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備に努めていきます。</p>	<p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり 市民が、健康で幸せな生活を送ることができるまちを目指します。また、すべての人が、<u>住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまち</u>を目指します。</p> <p>(1) 市民一人ひとりの<u>こころとからだ</u>の健康づくりを支援し、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 地域の包括的な支えにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるとともに、その能力を發揮して、いきいきと活躍することができるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう必要な支援が行き届くとともに、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められるまちづくりを進めます。</p> <p>(4) 社会保障制度がより適切かつ効果的に運営されているとともに、支援を必要とする市民が、地域社会全体で温かく見守られ、支えられるまちづくりを進めます。</p>	<p>●福祉に関する基本目標であるため、「いきいきと暮らすことができるまちを目指します」は、「いきいきと暮らすことができる福祉が充実したまちを目指します」とするのはどうか。</p>	<p>●「福祉施策を展開」の文言を追記する。 (事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○他表現との統一</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p>	<p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり 高齢者や障害がある人を含め、誰もが地域社会の一員として、健康でいきいきと暮らすことができるよう、福祉施策を展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 市民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援し、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 地域の包括的な支えにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を發揮して、いきいきと活躍することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 社会保障制度がより適切かつ効果的に運営されているとともに、支援を必要とする誰もが地域社会全体であたたかく見守られ、支えられるまちづくりを進めていきます。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>3 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり</p> <p>市民の暮らしの視点から、就労機会の拡充や勤労者福祉の向上、消費者保護などの施策を展開して、市民生活の安定と向上に努めていきます。また、地域の特性や生活環境に十分配慮した産業の振興を図って、地域経済の自立性を高めていきます。そして、市民と事業者が相互に理解し協力しあって地域の発展に努め、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 関係機関と連携して、労働環境の向上と福利厚生充実の充実、就労機会の拡充等に努めていきます。</p> <p>○ 消費者意識の高揚に努めて自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護の体制を整備していきます。</p> <p>○ 環境保全などの多面的な機能をもつ農地を守り、市民との交流等を促進するためのふれあい農業を推進していきます。</p> <p>また、生産環境と生活環境が調和した工業地域の土地利用を図るとともに、新たな都市型産業の育成と誘導に努めていきます。</p> <p>さらに、利便性に富み、親しみやすい商店街を育成していくとともに、商業・業務核の形成に努めていきます。</p>	<p>3 安心・安全で利便性が高いまちづくり</p> <p><u>災害に強い安心・安全なまちを目指します。</u> また、<u>市民が、快適で住み続けたいと思える住環境や交通環境の整ったまちを目指します。</u></p> <p>(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、<u>いつ発生するのか分からない災害に対する被害を最小限に食い止めることができるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) きめ細やかな防犯対策を推進し、<u>市民が犯罪などに巻き込まれない安全なまちづくりを進めます。</u></p> <p>(3) <u>誰もが快適で住み続けたいと思えるような良質で安全な住環境が確保されており、景観が美しいまちづくりを進めます。</u></p> <p>(4) <u>道路や交通の環境が整い、誰もが安全かつ快適に移動することができる利便性の高いまちづくりを進めます。</u></p>		<p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○中学生アンケートで、今後の望ましい東大和市のイメージとして「街並みの美しいまち」が上位であったことを受けた表記 ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p>	<p>3 安心・安全で利便性が高いまちづくり</p> <p><u>地震や風水害などが発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、施策を展開していきます。また、誰もが快適で住み続けたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安心・安全で利便性が高いまちの実現を目指していきます。</u></p> <p>(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、<u>自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(2) <u>市民一人ひとりの防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策を実施し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(3) <u>社会的な課題解決につながるよう、市街地の整備・更新を行うとともに、景観が美しく良質な居住環境づくりに取り組み、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(4) <u>地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。</u></p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>4 環境にやさしく安全で快適なまちづくり 市民が愛着と誇りをもち、住み続けたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。</p> <p>また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 将来の都市構造を踏まえた市街地整備の方針に基づいて、道路、交通、公園・緑地、河川などの都市的施設を整備し、秩序あるまちづくりを推進していきます。</p> <p>○ 緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進していきます。</p> <p>○ 災害や犯罪、交通事故等を防止するための施設や体制を整備し、市民の生命と財産を守っていきます。</p> <p>○ 市民や事業者等の意識の高揚を図って、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます。</p>	<p>4 <u>いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり</u> <u>市民が、学習やスポーツ活動を通じて豊かな人生を送ることができるまちを目指します。</u>また、<u>地域に住む人々が、多くの活動を通じてつながり合い、多様な考え方を認め合うまちを目指します。</u></p> <p>(1) <u>誰もが生涯を通じて学び続け、一人ひとりが充実した人生を送るとともに、その成果をより良い地域づくりのために活かすことができるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) <u>市民一人ひとりが平和の価値を共有するとともに、地域の文化や歴史に親しみ、「ふるさと東大和」への強い愛着と誇りを感じることができるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(3) <u>多くの市民が、スポーツ・レクリエーションにより、健やかな心と体づくりに取り組み、スポーツ活動などを通じて、人と人がつながるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(4) <u>多くの市民が、地域でいきいきと暮らし、様々な社会活動への参加を通じて、地域における課題の解決に向けて自主的に行動するまちづくりを進めます。</u></p> <p>(5) <u>市民一人ひとりが、性別や国籍、文化の違いに関係なく、地域社会の一員として尊重され、人権が擁護されるまちづくりを進めます。</u></p>		<p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p>	<p>4 <u>心豊かに暮らせるまちづくり</u> <u>誰もが生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて、充実した人生を送ることができるよう、支援を行っていきます。</u>また、<u>市民同士が、地域活動を通じてつながり合い、多様な考え方を認め合う社会の構築に取り組み、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。</u></p> <p>(1) <u>誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習に関する支援を行い、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために活かすことができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(2) <u>市民一人ひとりが平和の価値を共有し、地域の文化や歴史に親しむことができるよう、環境づくりに取り組み、誰もが「ふるさと東大和」への愛着と誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民一人ひとりの健やかな心と体づくりを支援し、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(4) <u>自治会活動など、より良い地域社会とするための市民の自主的で主体的な活動を支援し、誰もが地域でいきいきと活動することができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(5) <u>市民一人ひとりの人権が守られ、誰もが性別や国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。</u></p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>5 相互の理解と協力に支えられるまちづくり</p> <p>市民が等しく社会を構成する一員として、安心して生活を営むことのできる環境づくりに努めていくとともに、市民による市民のための自主的で多彩な社会活動を展開していきます。また、地域を越えた広域的な連携をも深めて、相互の理解と協力に支えられるまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 男女の共同参画を基本として、家庭、学校、職場、地域等が一体となり、誰もが社会の構成員として対等な生活を送ることができる環境づくりに努めていきます。</p> <p>○ 市民と行政との情報の共有化を促進し、多様な情報を享受できるような体制を整備していくとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備に努めていきます。</p> <p>○ 自主的で多彩なコミュニティ活動やボランティア活動、民間非営利活動などを促進するための体制を整備し、そうした諸活動への参加と行動を通して自治意識の高揚を図っていきます。</p> <p>○ 都市間の交流の輪を広げて、広域的な相互理解、相互協力の関係を築き上げていくとともに、国際化、平和・友好に向けた社会の醸成に努めていきます。</p>	<p>5 環境にやさしいまちづくり</p> <p><u>貴重な地域資源である緑や水に囲まれたう</u> <u>るおいのあるまちを目指します。また、廃棄物</u> <u>が少ない環境にやさしいまちを目指します。</u></p> <p>(1) <u>緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然</u> <u>を守り育てていくとともに、市街地の身近</u> <u>な緑と水辺環境を保全して、自然と共生し</u> <u>たまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) <u>高い意識のもと、廃棄物の減量化に取り</u> <u>組み、環境負荷の少ない資源循環型のまち</u> <u>づくりを進めます。</u></p> <p>(3) <u>公害や温暖化の防止、再生可能エネルギ</u> <u>ーの導入などに取り組み、環境にやさしい</u> <u>まちづくりを進めます。</u></p>		<p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○他表現との統一</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p>	<p>5 環境にやさしいまちづくり</p> <p><u>誰もがうるおいのある環境の中で暮らすこ</u> <u>とができるよう、貴重な地域資源である緑や</u> <u>水などの自然を保全・活用していきます。ま</u> <u>た、地球環境に配慮した資源循環型社会の構</u> <u>築に取り組み、環境にやさしいまちの実現を</u> <u>目指していきます。</u></p> <p>(1) <u>緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然</u> <u>を守り育てていくとともに、市街地の身近</u> <u>な緑と水辺環境を保全して、自然と共生し</u> <u>たまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(2) <u>市民、事業者、市による連携と活動によ</u> <u>り、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効</u> <u>利用などに取り組み、廃棄物の少ないまち</u> <u>づくりを進めていきます。</u></p> <p>(3) <u>良好な生活環境を確保するための取組</u> <u>や、限られた資源・エネルギーの有効活用な</u> <u>どを推進し、環境負荷の少ないまちづく</u> <u>りを進めていきます。</u></p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
	<p>6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり 地域に根ざした農業や商工業が活発で、<u>活気あるまちを目指します。また、地域資源を活用して、魅力の発信ができるまちを目指します。</u></p> <p>(1) <u>地域の企業や商店街の活発な活動により、市内で住み働く人々が増え、地域の中でより良い経済循環を生み出せるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) <u>多くの市民が農業の重要性について理解し、市街地と農地が共存することにより、環境保全などの都市農業の機能が十分に発揮されるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(3) <u>消費生活のスタイルが多様化する中であつても、市民が必要な知識を習得でき、安全で豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(4) <u>地域資源を活用したイベントの実施や、住みやすい住環境の情報発信などにより、交流人口と定住人口が増加する活気あるまちづくりを進めます。</u></p>	<p>【全体】 ●中学生アンケートの結果によれば、「商業施設がある」ことはまちの魅力の1つであり、<u>住み続けたいかどうかの判断基準となる。また、市民意識調査の結果では、商店街の環境整備に取り組むべきと考えている市民が多い。このため、商工業の活性化については、6つの基本目標の最後でなく、中位に位置付けるべき。</u></p> <p>●「商店街の活発な活動により」は、「商店街の活性化を図り」などの表現の方が良い。</p> <p>●地域の活性化等にもつながるので、「観光」に関して記載すべき。</p>	<p>【全体】 ●順番で優劣は付けていないため、変更しない。 (事務局) ○表現の具体化</p> <p>●「商店街などの活性化に取り組む」と表記するとともに、<u>全体的に文言を改める。</u> (事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>●「イベントの実施」を「観光事業の推進」に改めるとともに、<u>全体的に文言を改める。</u></p>	<p>6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり <u>市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした農業や商工業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための施策を展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。</u></p> <p>(1) <u>地域の中でより良い経済循環を生み出すことができるよう、企業活動や商店街などの活性化と勤労者支援に取り組み、商工業が活発なまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(2) <u>都市農業の機能が十分に発揮されるよう、農地の保全・活用や農業の担い手の確保・育成に努め、市街地と農地とが共存したまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(3) <u>消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、必要な情報や学習機会を提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(4) <u>地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口と定住人口が増加する活気あるまちづくりを進めていきます。</u></p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案）前回案	審議会委員意見 ※【 】は、左欄（前回案）での位置	意見対応等 ※●は委員意見への対応、○は事務局 考案の見直しの内容	第三次基本構想（素案）意見対応後
<p>第5章 基本構想を実現するために この基本構想を実現するため、市民と行政がまちづくりの役割を分担し合えるような協働関係を構築していくとともに、事業者や近隣市町村・都・国などと連携して、<u>長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。</u>そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、その限りない英知と努力を結集して幾多の困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現をめざしていきます。</p> <p>○ 地方分権の進展にあわせ、市民サービスの向上を前提とした簡素で効率的な行財政運営を確立していきます。また、全体の奉仕者として、市民や地域社会の期待に的確に応えることができる人材の育成に努めていきます。</p> <p>○ 市民が主体的に地域社会の活動などにかかわり、行政の計画や実施過程に意見や要望を反映させていけるような市民参加の機会を拡充していきます。そのため、行政手続の明瞭化や情報公開など、行政の透明化を高めるとともに、広報・広聴活動などの一層の充実を図っていきます。</p> <p>○ 市民生活圏の地域を越えた拡大が進む中、自治体相互の自主性や自立性を尊重しつつ、近隣市町村との連携を深め、一層の広域的な地域資源の有効活用を推進していきます。</p>	<p>第6章 基本構想を実現するために この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、<u>次代の人々にも誇れるまちを目指します。</u></p> <p>1 <u>費用対効果を十分に勘案しながら、限りある財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底するとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備や近隣市町村との連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図ります。</u></p> <p>2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と施設の長寿命化を図りながら、統廃合や多機能化などにより、公共施設の適正配置と総量の縮減に取り組めます。</p> <p>3 <u>市民参加の機会を確保し、市の計画や実施過程において市民の意見や要望を反映できるようにするとともに、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めます。</u></p>		<p>(事務局) ○表現の具体化</p> <p>(事務局) ○表現の見直し</p> <p>(事務局) ○他表現との統一</p> <p>(事務局) ○表現の具体化</p>	<p>第6章 基本構想を実現するために この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、<u>長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。</u> <u>そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。</u></p> <p>1 費用対効果を十分に勘案しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、<u>情報通信技術の発達に対応した基盤整備や近隣市町村との連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。</u></p> <p>2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と施設の長寿命化を図りながら、統廃合や多機能化などにより、公共施設の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。</p> <p>3 <u>市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組めます。</u>また、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。</p>